

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 37 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 752 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 3 月 15 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 1 月 13 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

## (参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、

第 1 平成 19 年 3 月 10 日ころ、株式会社日立製作所の社員 B から、同人が日本電産株式会社と株式会社日立製作所との間の公開買付けの応募に関する合意に係る契約の締結の交渉に関して知った、日本電産株式会社の業務執行を決定する機関が、東京都千代田区神田美土代町 7 番地（当時）に本店を置き、各種精密電動機等の製造及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第二部に上場されている日本サーボ株式会社（当時）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月 13 日より前の同月 12 日、C 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、日本サーボ株式会社の株券合計 2 万 5000 株を買付価額 495 万円で買い付け、

第 2 平成 21 年 1 月 13 日ころ、B から、同人がその職務に関して知った、株式会社日立製作所の業務執行を決定する機関が、東京都港区港南二丁目 15 番 1 号に本店を置き、電動工具等の製造及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されている日立工機株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月 15 日より前の同月 14 日、C 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、日立工機株式会社の株券合計 5000 株を買付価額 372 万 4000 円で買い付け、

第 3 平成 21 年 1 月 13 日ころ、B から、同人がその職務に関して知った、株式会社日立製作所の業務執行を決定する機関が、東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号に本店を置き、電気通信機械器具等の製造及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されている株式会社日立国際電気の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた同月 15 日より前の同月 14 日、C 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、株式会社日立国際電気の株券 1 万 1000 株を買付価額 484 万円で買い付け

たものである。

- 法令の適用

第1の事実につき、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第2項第2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法第167条第3項、第1項第4号

第2及び第3の各事実につき、金融商品取引法第175条第2項第2号、第167条第3項、第1項第1号、第176条第2項

○ 課徴金の計算の基礎

(1) 日本サーボ株式会社の株券の買付けに係る課徴金の額

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(362 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株}) - (198 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株}) \\ = 4,100,000 \text{ 円}$$

(2) 日立工機株式会社及び株式会社日立国際電気の株券の買付けに係る課徴金の額

金融商品取引法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付けの実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

① 日立工機株式会社の株券の買付けに係る課徴金の額

$$(1,042 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) - (743 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 745 \text{ 円} \times 4,500 \text{ 株}) \\ = 1,486,000 \text{ 円}$$

② 株式会社日立国際電気の株券の買付けに係る課徴金の額

$$(617 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) - (440 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) \\ = 1,947,000 \text{ 円}$$

(3) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(2)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。